

◎事業主の方へのお願い……離職票1、2とともに必ず離職者にお渡してください。



離職された皆様へ

ハローワークはあなたの就職のサポーターです。

失業給付を受けようとする方は…

退職後、あなたの住所を管轄するハローワークに必要な書類を持参のうえ、求職の申込みをする必要があります。詳しくは、1～11ページをご覧ください。

受給手続き先：あなたの住所を管轄するハローワーク（裏面一覧参照）
（船員だった方で、引き続き船員のお仕事を希望される場合は、
あなたの住所を管轄する地方運輸支局）

受付時間：平日8:30～17:15（土・日・祝日は休み）
（16時以降は大変混雑が予想されますので、お早めにご来所ください。）

※ 失業給付の支給を受けると老齢厚生年金等が支給されなくなる場合があります。
年齢が60歳から65歳未満の方は、8ページ⑩を必ずお読みください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などをあらかじめご記入ください。（下記〈記入例〉参照）
2. 離職票—2
3. 雇用保険被保険者証
4. 運転免許証または住民基本台帳カード（写真付き）これらをお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。（コピー不可）
 - ①旅券（パスポート）または、健康保険被保険者証
 - ②住民票記載事項証明書（住民票の写しまたは、印鑑証明書）
 - ③国民健康保険被保険者証
5. 本人の印鑑（認印で可。スタンプ印は不可。）
6. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.5cm）
7. 本人名義の預（貯）金通帳（インターネットバンク・外資系金融機関以外のもの）
※金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。
8. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

〈記入例〉

求職者給付等払渡希望金融機関指定届			
	フリガナ	ロードウ	タロウ
届出者	1 氏名	労働 太郎	
	2 住所または居 所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2	
払渡希望金融機関	3 名称	○×ギンコウ △◇シテン	金融機関確認印
	4 預金（貯金）通帳の記号（口座）番号	1234567	○×銀行 △◇支店
金融機関コード			コード
9 8 7 6			5

— ご不明な点がありましたら、ハローワークへお問い合わせください。 —

（なお、東京都以外にお住まいの方は、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。）



厚生労働省



東京労働局

東京労働局職業安定部
ハローワーク（公共職業安定所）

基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例: 就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)

離職

求職の申込みと受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類(表紙の「受給手続きに必要なもの」参照)を住所管轄のハローワークにご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。また、雇用保険の受給手続きの進め方や就職活動について説明いたします。
※雇用保険説明会は、下記の待期期間満了後となる場合もあります。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期期間」といい、この間の基本手当は支給されません。

給付制限

自己都合、懲戒解雇で退職された方は、待期満了の翌日からさらに3か月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

失業の認定

認定日ごと(原則として4週間に1回)に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。(振込みまでの期間はご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください)

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。積極的な求職活動で1日も早い再就職を!!

就職

就職後の給付金として、再就職手当・常用就職支度手当・高年齢再就職給付金などを申請できる場合があります。(9ページ⑩を参照ください)

支給終了

支給終了後も職業相談はいつでも受け付けています。お気軽に、ハローワークをご利用ください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢継続被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」（いわゆる失業手当）を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 同一の事業主に65歳に達する前から引き続いて、65歳以後雇用されている方
（船員であった方は生年月日により年齢要件が異なる場合があります）

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

下記②以降を参照してください

病気、出産、育児などですぐには働けない方は
受給期間延長申請を

7ページの⑨を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されません。詳しくはハローワークにご確認ください。

- | | |
|--|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
（事業活動及び収入が無い場合は窓口でご相談ください。） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営業を開始した方（準備を開始した段階を含み、収入の有無を問いません。） | ⑩ パート、アルバイト中の方 |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

④ 求職者給付を受ける資格は 【基本手当の受給資格】

- ◆原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※1）があること。
- ◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間があること。
- ※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。
- ※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの⑤をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。

⑤ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の方で、期間の定めのある労働契約が予期せずに更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットも掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken03.pdf>

⑥ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年・自己都合退職、懲戒解雇の方

離職時の満年齢	被保険者であった期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日
障害者等の就職困難者	45歳未満	300日	
	45歳以上	360日	
	65歳未満	360日	

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢	被保険者であった期間						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—		
30歳以上 35歳未満			180日	210日	240日		
35歳以上 45歳未満			180日	240日	270日	330日	
45歳以上 60歳未満			150日	180日	210日	240日	
60歳以上 65歳未満			300日				
障害者等の就職困難者	45歳未満	150日	300日				
	45歳以上 65歳未満		360日				

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢継続被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	(暫定措置)

船員であった方は生年月日により年齢要件が異なることがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑦ 給付される金額は

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます。）のおよそ5～8割（60～64歳については4.5～8割）となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は、離職時等の年齢に応じて下表を参考にしてください。

(1) 離職時等の年齢が30歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320円～4,640円	8割	1,856円～3,712円
(※1) 4,640円～11,740円	8割～5割	3,712円～5,870円
11,740円～12,880円	5割	5,870円～6,440円
12,880円～	—	6,440円（上限額）

(2) 離職時等の年齢が30歳以上45歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320円～4,640円	8割	1,856円～3,712円
(※1) 4,640円～11,740円	8割～5割	3,712円～5,870円
11,740円～14,310円	5割	5,870円～7,155円
14,310円～	—	7,155円（上限額）

(3) 離職時等の年齢が45歳以上60歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320円～4,640円	8割	1,856円～3,712円
(※1) 4,640円～11,740円	8割～5割	3,712円～5,870円
11,740円～15,740円	5割	5,870円～7,870円
15,740円～	—	7,870円（上限額）

(4) 離職時等の年齢が60歳以上65歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320円～4,640円	8割	1,856円～3,712円
(※2) 4,640円～10,570円	8割～4.5割	3,712円～4,756円
10,570円～15,020円	4.5割	4,756円～6,759円
15,020円～	—	6,759円 (上限額)

(5) 離職時等の年齢が65歳以上の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320円～4,640円	8割	1,856円～3,712円
(※1) 4,640円～11,740円	8割～5割	3,712円～5,870円
11,740円～12,880円	5割	5,870円～6,440円
12,880円～	—	6,440円 (上限額)

(注) ※印の部分の基本手当日額の正確な算出式は次のとおりです。

※1

$$Y = (-3W^2 + 70,720W) / 71,000$$

W=賃金日額、Y=基本手当日額

※2

$$Y = (-7W^2 + 127,360W) / 118,600$$

$$Y = 0.05W + 4,228$$

のいずれか低い方の額

W=賃金日額、Y=基本手当日額

なお、「賃金日額下限額」及び「基本手当日額下限額」が下表のように定められています。

賃金日額下限額	基本手当日額下限額
2,320円	1,856円

※ 上記の金額及び計算式は、雇用保険法第18条の規定により、前年度の毎月勤労統計における平均給与額の変動比率に応じて、毎年8月1日以降変更となることがあります。

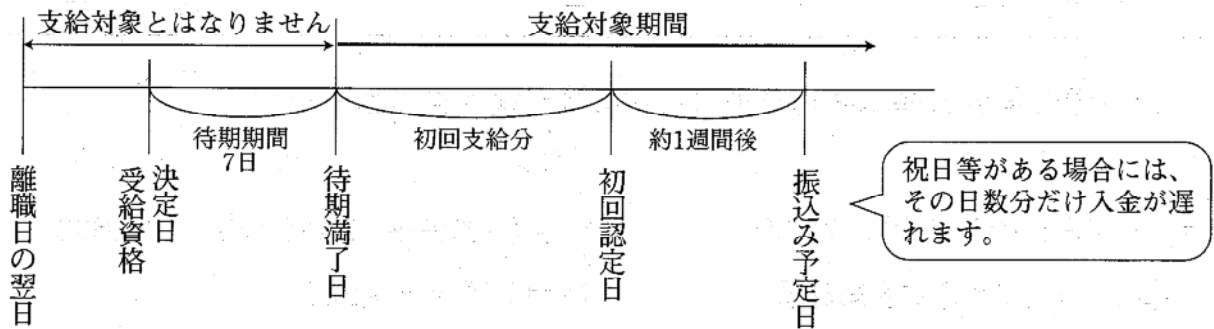
⑧ 支給の開始と期間 【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇・定年等により離職	自己都合、懲戒解雇により離職
支給の開始	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日(待期)が経過した後	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日(待期)+3か月(給付制限)が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください)	

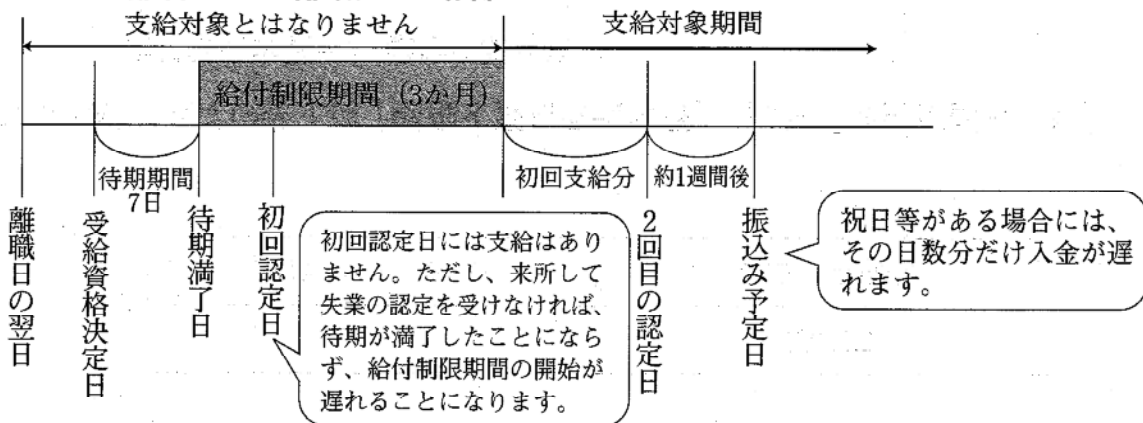
※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は離職の日の翌日から1年を経過する日、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は離職の日の翌日から6か月を経過する日となります。

例1 会社の都合により離職した場合



例2 自己都合により離職した場合



⑨ **すぐに働くことができない方は… 65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】**

退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

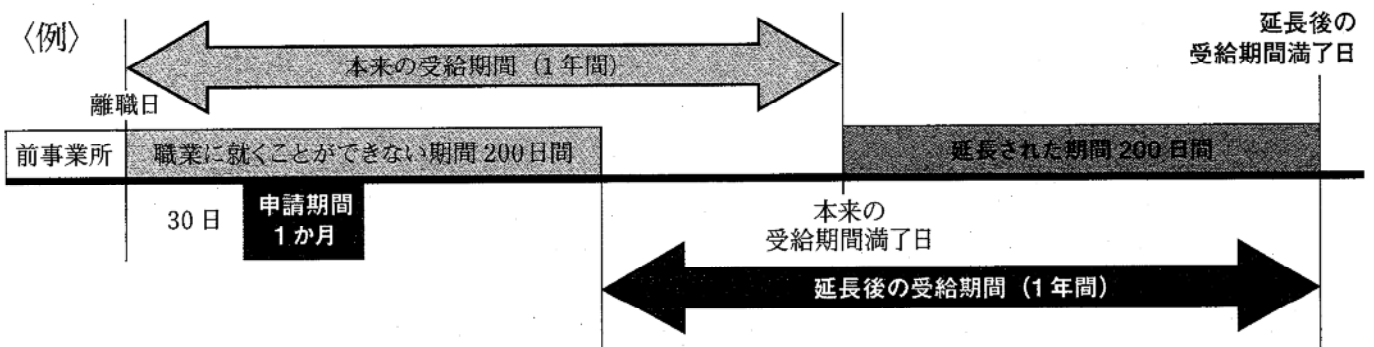
また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ② 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ③ 親族等の介護のため働くことができない（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）
- ④ 事業主の命により海外勤務する配偶者に同行
- ⑤ 青年海外協力隊等公的機関が行う海外技術指導による海外派遣
- ⑥ 60歳以上の定年等（60歳以上の定年後の継続雇用制度を利用し同一の事業所で引き続き被保険者として雇用され、かつ高年齢者雇用安定法に定められた年齢以上で、その制度の終了により退職した方を含む）により退職し、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	妊娠、出産、育児、病気やけが、親族等の介護 など	60歳以上の定年等 など
申請期間	退職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日過ぎてから1か月以内	退職の日の翌日から2か月以内
延長期間	（本来の受給期間） 1年 + （働くことができない期間） 最長3年間	（本来の受給期間） 1年 + （休養したい期間） 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書（※）、離職票—1、離職票—2、本人の印鑑（認印可・スタンプ印は不可）、 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所又は居所を管轄するハローワーク	

※ 受給期間延長申請書はハローワークに用意しております。



★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑩ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの日本年金機構の各年金事務所へご確認ください。

⑪ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届出が必要となります。詳細は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当へご確認ください。

⑫ 早期の再就職に支給される手当

雇用保険の受給手続きを取った方が、次の①～⑨の要件を全て満たして、早期に再就職した場合には、再就職手当が支給されます。

- ① 就職日の前日までの認定を受けたうえで、支給残日数が3分の1以上残っていること。
- ② 1年を超えて引き続き雇用されると認められること。
- ③ 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること。
- ④ 「待期」が経過した後、職業に就いたこと。
- ⑤ 「給付制限」がある方の場合には、「待期」満了後の1か月間はハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
- ⑥ 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと。
- ⑦ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得していること。
- ⑨ 再就職手当の支給申請後一定の期間が経過する前に離職したものでないこと。

支給される金額は…

		60%		(支給残日数が2/3以上の場合)	
支給残日数 ※	×	又は	×	50%	基本手当日額
		(支給残日数が1/3以上の場合)			

※ 「支給残日数」とは、就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで残っている日数です。早期に再就職した場合は再就職手当の給付率が高くなります。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の30%（1円未満は切り捨て）の就業手当が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）して被保険者となり、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合には、**高年齢再就職給付金**が支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

ただし、同一の就職で再就職手当と高年齢再就職給付金の双方の支給要件を満たす場合は、どちらか一方のみの支給となります。

失業した方が創業した場合には・・・

【受給資格者創業支援助成金】

離職して雇用保険の受給資格の決定をされた方（決定された受給資格の被保険者であった期間が5年以上の方に限ります）が自ら創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の3分の1を助成します（最大150万円まで）。創業後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇い入れた場合は、さらに50万円の上乗せがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

「求職申込書」とは?

求職申込書は、これから求職活動をするにあたっての必要な情報を、ハローワークに登録していただくためのものです。

求職申込書を作成して、自己のキャリアを振り返り一つずつ整理していくことは、応募先を選ぶ際に役に立ち、「就職活動のはじめの一步」となります。

ポイント①

「直近の勤務先」

直近の勤務先について記入します。
そこでの仕事内容を振り返り、これからの仕事や希望条件について考えてみましょう。

ポイント②

「経験した主な仕事」

単に「事務」、「営業」だけでなく、その中でも“どのような内容であったか”“どの程度の仕事を任されていたのか”など、より具体的に記入することで、ご自身の職業経験をアピールすることができます。

ポイント③

「自分のスキル」

学歴の他、受講した職業訓練などについても記入しましょう。
免許・資格は所持しているものに加え、現在勉強しているものもあわせて記入し、ご自身のスキルを再確認しましょう。

ポイント④

「就職についての希望」

あなたが実際に就職活動を行う上での希望条件を記入します。
ポイント①～③と、今までの状況なども考慮の上、求人とのマッチングを意識した条件を記入しましょう。

- ◆求職申込書は、左記のポイント①～④順にキャリアを整理して書くとよいでしょう。
- ◆下記を参考に必ず鉛筆でご記入ください。

※用紙がお手元にある方は、鉛筆でご記入の上、ハローワークにお持ちください。

【表面】 受理日 年 月 日

21311

〒090-0000 青森県 青森市 青森区 1-1-1

氏名: 齋藤 花子

生年: 1990年12月8日

性別: 女

住所: 〒090-0000 青森県 青森市 青森区 1-1-1

連絡先: 090-0000-1111

メール: xxx@aaa.ac.jp

1. 最近の勤務先 (1) 営業(旅行関係) (2) 営業事務

2. 経験した主な仕事

3. 免許・資格

4. 学歴

5. 職業訓練

6. 就職についての希望

最近のものから記入 (同一事業所であっても、仕事の内容が異なる場合はそれぞれ記入してください。)

一般事務 (平成22年11月まで) 約3ヶ月間	派遣社員の派遣管理に関する事務 営業アシスタント 担当
営業事務 (平成19年11月まで) 約3ヶ月間	アパレルメーカーの派遣社員として営業事務を担当 営業アシスタント 接客 電話応対 経費精算 問い合わせ対応、店内POP作成 他

直近の勤務先

所属名称: (特)☆☆スタッフ

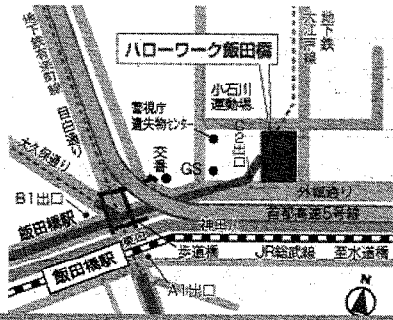
職種: 派遣

働いていた(いた)期間: 平成19年12月～平成22年11月まで

退職(予定)の理由: 契約期間満了

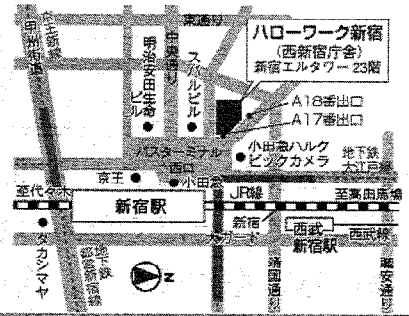
退職時(現在)の年収: 18万円

飯田橋公共職業安定所



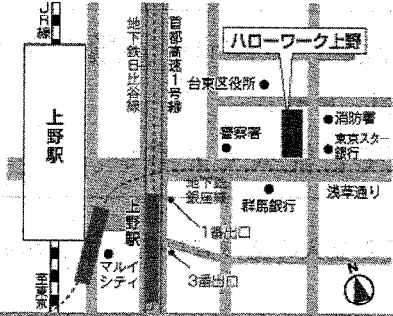
〒112-8577 文京区後楽1-9-20 ☎(3812) 8609
JR総武線 地下鉄東西線 有楽町線 南北線飯田橋駅下車 徒歩5分 大江戸線徒歩1分

新宿公共職業安定所
(西新宿庁舎)



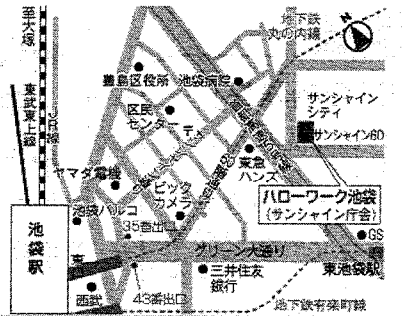
〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー23階 ☎(5325) 9580
JR山手線新宿駅下車 徒歩2分

上野公共職業安定所



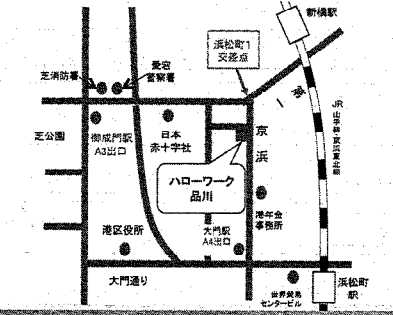
〒110-8609 台東区東上野4-1-2 ☎(3847) 8609
JR山手線上野駅下車 徒歩5分

池袋公共職業安定所
(サンシャイン庁舎)



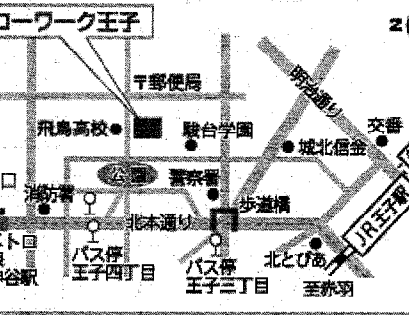
〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・3階 ☎(5958) 8609
JR山手線池袋駅下車 徒歩10分 地下鉄有楽町線東池袋駅下車 徒歩10分

品川公共職業安定所



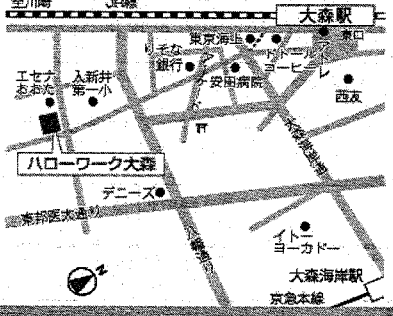
〒105-0012 港区芝大門1-3-4 芝大門ビル ☎(3433) 8609
JR山手線 浜松町駅下車 徒歩6分 地下鉄大江戸線 浅草線大門駅下車 徒歩4分

王子公共職業安定所



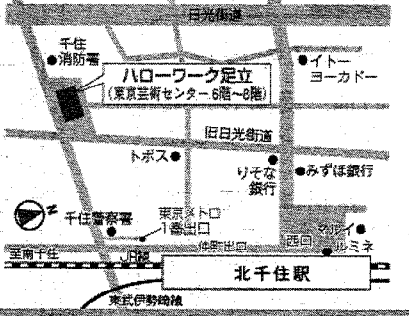
〒114-0002 北区王子6-1-17 ☎(6390) 8611 (給付課) (5390) 8609 (代表)
地下鉄南北線王子神谷駅下車 徒歩7分 都営バス王子四丁目下車 徒歩3分

大森公共職業安定所



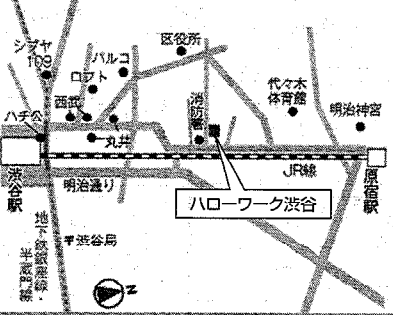
〒143-8588 大田区大森北4-16-7 ☎(5493) 6796 (給付課) (5493) 8609 (代表)
JR京浜東北線大森駅下車 徒歩8分

足立公共職業安定所



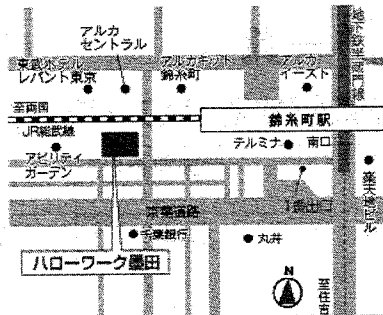
〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京技術センター5F~6F ☎(3870) 8609
JR・東武・地下鉄 北千住駅下車 徒歩6分

渋谷公共職業安定所



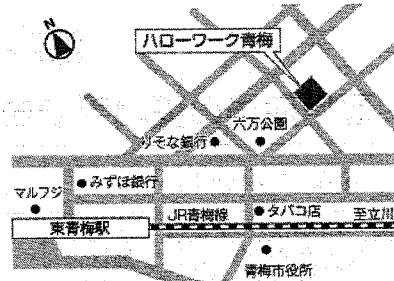
〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 ☎(3476) 8609
JR山手線渋谷駅下車 徒歩10分

墨田公共職業安定所



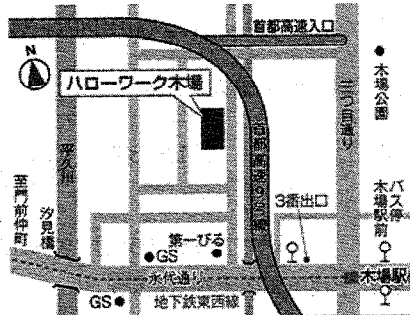
〒130-0609 墨田区江東橋2-19-12 ☎(5669) 8609
JR総武線錦糸町駅 地下鉄半蔵門線錦糸町駅下車 徒歩2分

青梅公共職業安定所



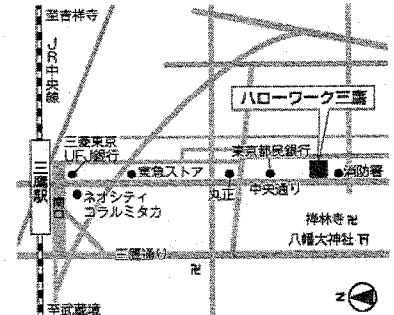
〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16 ☎0428 (24) 8636
JR青梅線東青梅駅下車 徒歩6分

木場公共職業安定所



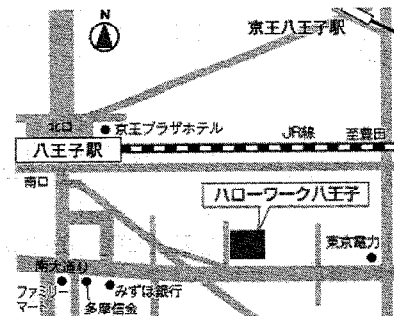
〒135-8609 江東区木場2-13-19 ☎(3643) 0603
地下鉄東西線木場駅下車 徒歩3分 都営バス木場駅前下車 徒歩3分

三鷹公共職業安定所



〒161-8517 三鷹市下連雀4-15-18 ☎0422 (47) 8649
JR中央線三鷹駅下車 徒歩14分

八王子公共職業安定所



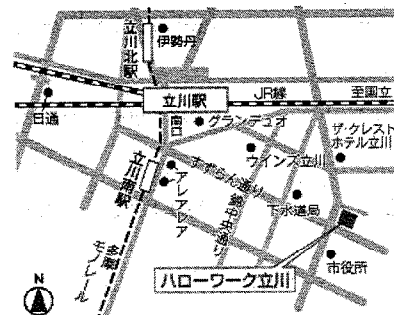
〒192-0904 八王子市平安町1-13-1 ☎042 (848) 8556
JR中央線八王子駅下車 徒歩3分

町田公共職業安定所



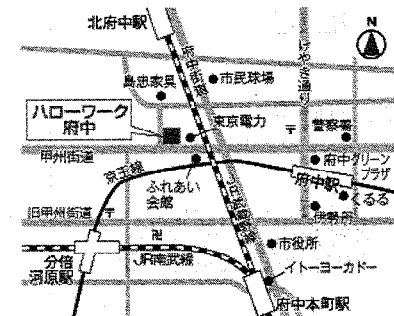
〒194-0022 町田市森野2-28-14 ☎042 (732) 7399
JR横浜線町田駅下車 徒歩13分 小田急線町田駅下車 徒歩10分

立川公共職業安定所



〒190-8505 立川市錦町1-9-21 ☎042 (525) 8605
JR中央線立川駅下車 多摩都市モノレール立川南駅下車 徒歩7分

府中公共職業安定所



〒183-0845 府中市美町1-3-1 ☎042 (336) 8680
京王線府中駅下車 徒歩7分 京王線 JR南武線 分倍河原駅下車 徒歩8分

お知らせ

失業給付の受給の手続きにつきましては、平日の8時30分から17時15分までとなっております。

※ 都内のハローワーク(出先施設含む)では、職業の相談・紹介を平日は19時、土曜日は17時までに行っている施設がありますが、失業給付の受給の手続きにつきましては、上記の時間帯(平日8:30~17:15、土・日・祝日は休み)となりますのでご注意ください。

都内 ハローワーク 一覧

— 雇用保険の受給手続きは、あなたの住所を管轄するハローワークへ —

あなたの住所	管轄 ハローワーク	所在地 (もより駅)	〔郵便番号〕	電話番号
千代田区、中央区、文京区、大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区 (※島しょ地区にお住まいの方は各町村役場で取次ぎをしています)	飯田橋	文京区後楽1-9-20 (JR飯田橋駅)	〔112-8577〕	03-3812-8609(代表)
台東区	上野	台東区東上野4-1-2 (JR上野駅)	〔110-8609〕	03-3847-8609(代表)
港区、品川区	品川	港区芝大門1-3-4 芝大門ビル (JR浜松町駅、大江戸線・浅草線大門駅)	〔105-0012〕	03-3433-8609(代表)
大田区	大森	大田区大森北4-16-7 (JR大森駅)	〔143-8588〕	03-5493-8796(給付) 03-5493-8609(代表)
渋谷区、世田谷区、目黒区	渋谷	渋谷区神南1-3-5 (JR渋谷駅、原宿駅、千代田線明治神宮前駅)	〔150-0041〕	03-3476-8609(給付)
中野区、杉並区、新宿区	新宿	新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー23階 (JR新宿駅)	〔163-1523〕	03-5325-9580(給付)
豊島区、板橋区、練馬区	池袋	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・3階 (JR池袋駅)	〔170-6003〕	03-5958-8609(給付)
北区	王子	北区王子6-1-17 (JR王子駅、南北線王子神谷駅)	〔114-0002〕	03-5390-8611(給付) 03-5390-8609(代表)
足立区、荒川区	足立	足立区千住1-4-1 東京芸術センター6F~8F (JR北千住駅)	〔120-8530〕	03-3870-8893(給付)
墨田区、葛飾区	墨田	墨田区江東橋2-19-12 (JR錦糸町駅)	〔130-8609〕	03-5669-8609(代表)
江戸川区、江東区	木場	江東区木場2-13-19 (東西線木場駅)	〔135-8609〕	03-3643-8603(給付)
八王子市、日野市	八王子	八王子市子安町1-13-1 (JR八王子駅)	〔192-0904〕	042-648-8656(給付)
立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	立川	立川市錦町1-9-21 (JR立川駅)	〔190-8509〕	042-525-8605(給付)
青梅市、福生市、あきる野市、西多摩郡、羽村市	青梅	青梅市東青梅3-12-16 (JR東青梅駅)	〔198-0042〕	0428-24-8636(給付)
三鷹市、武蔵野市、西東京市、清瀬市、東久留米市	三鷹	三鷹市下連雀4-15-18 (JR三鷹駅)	〔181-8517〕	0422-47-8649(給付)
町田市	町田	町田市森野2-28-14 (小田急線町田駅)	〔194-0022〕	042-732-7399(給付)
府中市、調布市、多摩市、稲城市、狛江市	府中	府中市美好町1-3-1 (京王線府中駅)	〔183-0045〕	042-336-8666(給付)
東京都にお住まいの船員の方が、引き続き船員のお仕事を希望される場合	東京運輸支局	江東区青海2-7-11 (ゆりかもめテレコムセンター駅)	〔135-0064〕	03-5530-2327

【注】他府県にお住まいの方は、あなたの住所を管轄するハローワーク等で受給手続きをしてください。